

# 法学研究科

# 潮見佳男 教授



—— ちよっとでも、  
国の立法がいい方向になるように ——

京大法学部の有名教授の一人、潮見佳男先生。予備試験・司法試験の審査委員や、2020年の債権法大改正をはじめとするさまざまな法律の改正に携わり、日本の法律界を牽引してきた。そんな潮見先生はどのような学生生活を過ごし、そして現在「法」に対してどのような考えを持っているのか、お話を伺った。

ACADE見IC 法学研究科

はみだし  
すてーじ

編集現場を興味10割で見に行きたい。  
⇒殺伐としているのでお勧めできませんよ。

(医・1 D)  
（今からでも編集部に入れるのでぜひご連絡ください。；編）

総則 **潮見佳男教授の轍** わだち

|   |   |
|---|---|
| <p>1977年 愛媛県立新居浜西高等学校卒業</p> <p>1981年 京都大学法学部卒業</p> <p>1983年 京都大学大学院法学研究科修士課程修了</p> <p>1985年 同博士後期課程中退・大阪大学法学部助手</p> <p>1988年 大阪大学法学部助教授</p> <p>1992年 京都大学博士（法学）</p> <p>1995年 大阪大学法学部教授</p> <p>1995年～1996年 ケルン大学銀行法研究所にて在外研究</p> <p>1999年～ 京都大学大学院法学研究科教授</p> <p>2009年～2011年 京都大学法曹養成専攻長（法科大学院長）</p> <p>2015年～2017年 京都大学大学院法学研究科長・法学部長</p> <p>2015年～ 日本銀行金融法委員会委員</p> <p>2016年～2018年 京都大学人文社会科学域長・法学系長</p> <p>2018年～ 京都大学副学長</p> | <p>〈法制審議会〉</p> <p>2009年～2015年 法務省法制審議会民法（債権関係）部会幹事</p> <p>2016年～2017年 法務省法制審議会民法（相続関係）部会委員</p> <p>2019年～ 法制審議会民法・不動産登記法部会委員</p> <p>〈司法試験・予備試験審査委員〉</p> <p>2006年～2008年 旧司法試験第二次試験審査委員</p> <p>2009年～2011年 新司法試験審査委員</p> <p>2012年～2014年 司法試験予備試験審査委員</p> |
|---|---|

**今年度担当している学部科目**

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 〈前期〉            | 〈後期〉            |
| ・民法第三部（債権総論・相続） | ・特別講義「金融法と銀行実務」 |
| ・演習（民法）         | ・演習（民法）         |

**第1条 なぜ法学部に？**

歴史が好きだったし、法学部に行こうか文学部に行こうか迷っていたんです。ただ、こんなことを言ったら文学部の先生に怒られるかもしれないんですけど、親と相談したら「文学部に行って歴史を勉強しても、その先どうする？ 金にならんぞ。食っていかなあかんぞ」と言われたんです。

法学部に関しては、私の父親が税金関係の仕事をやっていたので、家で仕事をしているのも見ていましたから、そういうのも面白いかなって感じもしていました。

それで、当時大変お世話になっていた、京大の文学研究科出身の社会科学の先生に相談したんですよ。そうしたら、「法学に関心があって歴史もやりたいって考えるなら、そりゃ文学部より法学部に行った方がいいんじゃないか」って言ってくださって、それなら、高校ではあまり勉強できない分野ですし、法律っていうものをやってみようかなと思うようになったんです。

**第2条 学生時代の思い出**

いろいろあります。一つは、外国人で研究をしている方が京大の法学研究科にいらっしゃっていて、その方がたまたま私が入っていたエスペラント語のサークルに顔を出されたことがあるんです。そんなこともあって、その方のチューターを引き受けることになったことが思い出深いですね。というのは、それがあったから今学者の道に進んでいるようなものなんです。

もう一つは、3回生が終わった頃、1カ月かけてプランも立てずに行き当たりばったりで友達とヨーロッパを回ったことですね。本当によかったです。人生観変わりましたよ。日本って狭い、この中だけで考えてたらダメだって思いました。いろんな社会があるんだってことがわかって面白かったし、今でもあの時期に行ってよかったなあって思います。観光でもいいから短期でも長期でも外国に行った方がいいですよ。そうしたら、違う国の文化とか社会とかを見ることができるので。

**第3条 研究者になろうと思ったのはいつ？**

3回生ですね。当時はそこまで考えていたかわかりませんが、今振り返ると研究者になったポイントは2つぐらいありますね。一つは、授業を聞いたり教科書を読んだりして、「あっ、面白い」って思うことがあるじゃないですか。この先を見てみたいって思うことがあったんですよ。この先ちょっと突き詰めるとどんな世界が広がっているんだろうっていうことを考えることが。

もう一つはね、その時にちょうど京都大学の法学研究科が大学院入試を改革したんです。学部の専門科目である程度の点数を取っていれば、試験なしで大学院に行くことができる制度ができたっていうのを聞いていたんですよ。その時に、私がチューターをやっていた、さっきの留学生の先輩に「研究者になったらいいんだ」、「楽しいよー」って言われて、研究者っていう道あるんだと思ったんです。それでゼミの先生にも相談して、結局、大学院に入って、今研究者になっていると、そういう状況ですね。

はみだし  
すてーじ

後期始まった私へ。がんばれ。  
⇒後期始まったあなたへ。これからは夜更かししてね。

(経・1 ぐく)  
(悪魔のささやき；編)

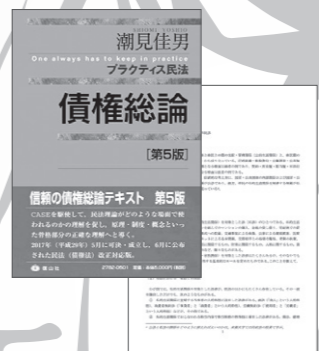
第8条 学ぶと良い法律

法学部生にとってみたら、社会に出た時には、労働法とか税法、あるいは経済法、さらに企業に就職する人は会社法、この辺りの知識が役に立ちます。でも、本当に困った時は、法律を勉強した人のセンスで物事を捉えていくことが大事になりますから、学部生の間は基本的事、憲法とか民法とかの思考様式を学んでおく方がいいと思いますね。

それから、法学部以外の人が法律を見てみたいと思ったら、1回ぐらい憲法の条文を眺めるなり、やさしい憲法の話が書いてある本でも読むのがいいと思うんです。短い条文ですけど、皆さん意外に憲法を読んでいないんです。あとは、家族法をやるときなさいということですね。将来結婚するかもしれない、子供ができるかもしれない、親族が亡くなって相続っていう話も出てくるかもしれない。そういう時に、一番身近なのが家族法だっているのがよくわかります。家族法ぐらいいは、ハウツー本でもいいから読んでおいた方がいいかもしれないですね。

第7条 授業の際に意識していること

学生の目を見ること。それだけです。学生さんがどういうところに関心を持つかを知らながら、私の方も関心を持ってもらいたい所をわかってもらうような形で授業はしたいと思っています。私は、最初から最後まできちんとしたレジュメを作ろうとは考えてないんです。できれば、自分がそうだったように、どこでもいのでこの先見てみたいなあとか、どうなるんだろうっていうのを考えるきっかけにしてもらいたいな、そういう風につながってほしいのかなとは思っていますね。



◀授業は、潮見先生自身が書かれた教科書やレジュメをもとにされることが多い

附則第3条 法学部の試験問題って？

法学部では、期末試験で主に事例問題と呼ばれる問題が出題される。以下のような事例でCはいかなる請求ができるか。

Aバス会社が運行し、同社の従業員Bが運転する路線バスに、Cが乗客として乗り合わせた。片側2車線の道路を運行中に、バスの進路前方で、Dの運転する乗用車が突然車線変更してきた。そのため、Bが急ブレーキをかけたところ、Cが転倒し、腰の骨を折る重傷を負った。

『プラクティス民法債権総論』(著:潮見佳男)より



学部で扱っている事例は、文章にして数行である。しかし、実際の事件を解決しようと思ったら、証拠も合わせて、段ボール2箱ぐらいの資料を見なければならぬ。つまり、学部で事例問題といわれる事例は、いくらやっても答えがない。本来はいろいろな他の要件要素や事実が入らないと答えが出ないし、民法だけで問題が解決する事案は世の中、社会を見たとき、あまりない。ましてや、民法のある分野だけで解決できる事案なんてほとんどない。そうすると、あまり事例にこだわらなくていいと潮見先生は言う。

そのため、潮見先生の書かれる教科書の事例問題には答えが書かれていない。

第6条 どういった人が研究者に向いているか？

もうちょっと深めてみたい、という関心さえあれば、理系文系で違いはなく、向き不向きはないと思います。

ただ、学者として研究を続けていかれるかどうかという方がむしろ問題で、そこでこういう方が向いているんじゃないかっていうのは個人的にはあるんです。

研究っていうのは、面白みをもってやらなきゃ、いいものがないと思うんです。ところが、それが趣味になってもらったら困る。趣味でやるなら評論家やエッセイストになったらいいですよ。自然科学も社会科学も一緒ですけど、学者っていうのは、その時々の人、あるいは将来生まれてくる人に対してどういうメッセージ・ビジョンを示すかっていうのが最大のミッションですから、趣味だけじゃなく、自分がやっていることがはたして社会にとってどういう意味を持つか、これを考えなきゃだめなんです。楽しければいい研究が生まれるとかいうのは夢物語だし、自己満足に過ぎないと思うんです。

第9条 これからについて

今まで自分がやったものをもう少し質のよいものに変えてみたいなという思いがありますね。企業とか被害者団体とか、あるいは個々の法曹の方々と一緒に意見交換をしたり、あるいは審議会に入ったりといった形で新しい問題に関わる度合いが増えてくると、それに対応する形での協力が求められます。その中で学者として、理論として何かを示していかなくちゃいけないっていう意識はありますし、社会の動きとかを踏まえて何かを示すことができる恵まれた環境が幸いにもあります。そうした中で、これまで自分としてはよく考えてもわからなかったところをもう一度自分の頭で考えてみたいんです。それから、法制審議会にも関わることができていますから、ちょっとでも国の立法がいい方向になるように発信をしたいって思っていますね。

はみだしすてーじ ツモ!!!  
⇒リーチ、一発、ツモ、タンヤオ、ドラドラ

(工・院 桂坂のクマ)  
(跳満です。;編)

附則第1条 潮見教授の研究分野

潮見先生は民法の分野の中でも主に契約法や不法行為法を研究している。しかし、民法といっても自然科学や経済、医療など、いろいろな分野と絡むため、その時々に関心を持ったところや持たざるを得なかったところが最低限はわかるように幅広い勉強をしているという。



▲潮見先生の研究室の本棚。民法以外の分野の本もたくさんある。他分野を研究するのは、子どもの頃、歴史が好きだったことも関係しているという

第4条 なぜ民法の研究を？

民法こそ先が見えなかったからです。授業も面白かったんですけど、さらに先を見てみたいって思ったんです。民法の債権総論の授業で3人の先生の話聞いたことがあるんです。学説の対立、結論の対立、考え方の対立はどこでもあるけど、なぜそうなるのか、当時の先生が一言ずつおっしゃっていて、その説明が全部違うんです。なんだろうこれってなったんですよ。同時に、これでいいのかもしれないと思っただけですね。法律は誰かに適用して問題を解決するものなのに、その結果がこうも変わっていいのか、考え方がこうも変わっていいのかと思うところもあって、民法を研究したいと思いはじめました。

第5条 どういったことを研究をされているのか？

今は副学長をやっているから、研究時間はほとんどありません。

でも基本的に、今までずっと研究してきた契約法とか不法行為法とかの理論をもう一度体系的に組み直して、どんな制度がそれぞれどんな関係にあるのか、具体的なルールにどう風につながっているのか、そこに綻びはないのかを体系的に再編成し再構築するというをやっていますね。

たとえば、従来の不法行為法の理論は人損とか物損と呼ばれる領域を中心に研究してきたんですよ。けど、近頃の社会って、金融商品を買わされて損をしたとかいう経済関係での不法行為っていうものが非常に重要になってきているんで

す。それに加えて、原発事故のような従来あまり考えてこなかった事態も起こっています。そんなことが起きた時に、今までの理論では十分に対応できないことがあって、それを自分の頭を使って考えてみようかなと思うことはあります。

他方で、民法は100年間抜本的な改正をあまりやってこなかったのが、近頃国の方で改正しようとしているんですね。その中で、単に法律の解釈だけではなくて、国の立法にもある程度発言をして、言いたいこと、考えていることを伝えて、検討してもらおうっていうこともしています。それが学者としてのミッションであり、こういう立場にある人間の責任だと思っているんです。

研究活動としては、やっぱり文献調査が多いです。それから裁判例とか実務でどういう動きがあるのかの調査。あと、先ほど言った立法の場合は、国との、あるいはそれ以外のいろんな団体との間で研究交流。こんなのほとんどです。

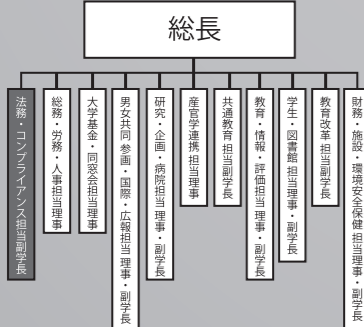


▲実際の研究の様子

(他 みやま)  
(えっ、そういうことではない……? ;編)

附則第2条 副学長の仕事って？

法務・コンプライアンス担当 副学長の仕事



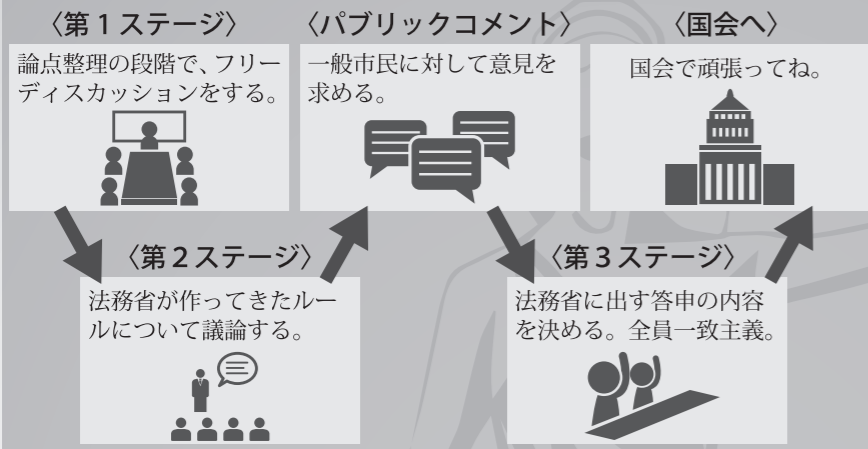
現在、潮見先生は法務・コンプライアンス担当副学長として主に以下3つの仕事をしている。

- ①ハラスメント対策・人権啓発
- ②利益相反活動のチェック
- ③監査…大学がちゃんと行動しているかのチェック



はみだしすてーじ オリンピックのチケット当選せず  
⇒おめでとうございます。はみだしに当選しましたよ。

## 附則第4条 法律ってどうやって作られるの？



## 第10条 法制審議会で意識していること

あまりないです。ただ、学者としての委員ですから、少なくとも今までの理論についての間違った理解から出た提案とか説明だけは正していかなきゃいけないと思っていますし、実際それはやっているつもりです。

それと、今は審議会のそれぞれの分野に精通した人が委員として集まっています。ところが、ある分野に精通している人が、隣接分野とかについて知っていると言われると必ずしもそうじゃない時があるんです。たとえば不動産の登記をどうしようかって時に、不動産の登記に

ついてはよく知っている人たちがいても、不動産の登記って相続が絡みますよね？ その人達は相続法について詳しく知っているとも限らない。また、不動産登記法についての改正をしたらそれが不動産じゃない点、たとえば預貯金とかそれ以外の財産にもルール変更をもたらすことがあるというのがわからずに、前がかりになって意見をおっしゃることがあるんです。少なくとも他の分野についてもやっているつもりの私からするとそれは止めなければいけないし、他のところに対する影響はきちんと考えて立法していただきたいねっていうのは言っていかなきゃいけない。なので、それは意識していたのかな、と思いますね。

## 第11条 民法改正の苦勞

いっぱいありますよ。法制審議会は、ある時期から、一般の国民の声を入れようということで、産業界の代表・消費者の代表あるいは一般市民に関わるような代表・労働組合の代表・金融界の代表とかを必要に応じて入れるという構成メンバーの変更をしたんですよ。そうすると、そうした法律家じゃない人に対して制度ルールがこうだって、説明するのがものすごく難しい。説明したからわかってもらえるというわけではない。

それと、民事の法制審議会は全員一致主義ですから、どこかの委員が反対って言って貫かれたら、改正できない。じゃあ、どこまで説明をすれば納得してもらえるのかを協議するのがしんどいです。



▲潮見先生は、債権法改正をはじめとする数多くの法制審議会に参加してきた。そのため、民法改正についての書籍を多数書かれている

## 附則第5条 民法大改正って何？

民法は1896年に制定されてから、約120年間ほとんど改正がなかった。しかし、2020年4月から新しい民法が適用される!! 潮見先生はこの民法大改正にも携わっていた。

社会・経済は大きく変化  
(取引の複雑化、高齢化、情報化社会)

多くの判例や解釈論が実務に定着  
(基本ルールが見えない状況)

社会・経済の変化への対応

国民一般に分かりやすい民法

はみだし  
すてーじ

秋はありますか？  
⇒10月はもう秋の気候と信じたい……。

(葉・6 燐)  
(秋はありますが私の春は遠そうです。；編)

## 附則第6条 潮見教授の思い入れのある条文

## 消費者契約法

第一条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に鑑み、事業者の一定の行為により消費者が誤認し、又は困惑した場合等について契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることとするとともに、事業者の損害賠償の責任を免除する条項その他の消費者の利益を不当に害することとなる条項の全部又は一部を無効とするほか、消費者の被害の発生又は拡大を防止するため適格消費者団体が事業者等に対し差止請求をすることができることとするにより、消費者の利益の擁護を図り、もって国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

## 約款 (民法548条の2以下)

第五百四十八条の2 1. 定型取引(ある特定の者が不特定多数の者を相手方として行う取引であって、その内容の全部又は一部が画一的であることがその双方にとって合理的なものをいう。以下同じ。)を行うことの合意(次条において「定型取引合意」という。)をした者は、次に掲げる場合には、定型約款(定型取引において、契約の内容とすることを目的としてその特定の者により準備された条項の総体をいう。以下同じ。)の個別の条項についても合意をしたものとみなす。

一 定型約款を契約の内容とする旨の合意をしたとき。

二 定型約款を準備した者(以下「定型約款準備者」という。)があらかじめその定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき。

2. 前項の規定にかかわらず、同項の条項のうち、相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす。

## 第12条 民法のあるべき姿

民法って、私たちの生活の中の憲法みたいなもの、基本的なルールじゃないですか。なので、市民にわかりやすい形で示さなきゃいけない。それと同時に、民法って裁判になったときに使われるものなので、ほとんど同じことが問題になっていて同じ事実なのに、ルールの読み方、条文の読み方によって結論が変わってしまうというのはよくない。だから裁判に持ちこたえられるだけの精密さ、客観性というものを備えていなきゃならない。これって矛盾するんですよ。

そうすると、わかりやすくしたいのであれば、学者とか実務家が、裁判になって紛争を解決する時にそれを補うだけのものを責任を持って解釈で作り上げていかなきゃいけない。逆に精密に書いた部分については一般市民にわかりやすいような解説を責任を持ってやらなきゃいけない。そういう形であるべき民法と研究者の役割っていうのを分担し合いながら、あるいは一緒に考えながら、将来の民法をよくしていかなければならないと思います。

それともう一つは、民法は時代によっ

て変わる、社会によって変わるということが、あっていいと思うんです。憲法的なものとして基本的な形を作っているものだから、軽々しく変えちゃだめじゃないかという意見の方が日本では多いと思います。でも、市民の価値観は変わりますから、時代に応じた市民の意識を反映した民法であるべきじゃないか、その方向で改正した方がいいんじゃないか、という考えがありますね。典型例で言うと、婚姻制度だって、LGBTの問題とかあるじゃないですか。そういうものについて何も対処してない。これでいいんですか。やっぱり意識は変わってくるんだから、人の社会も変わってくるんだからそこは柔軟に考えていかなければいけないんじゃないのって思いますけどね。

かわいそうな事案も見だし、逆にかわいそうだからってルールを変えちゃいけないっていうのも見ました。それをやっちゃうとその問題を解決するためにはいいけれども、別の問題についてこのルールが一人歩きするって言うのがリスクとしてあるんですよ。そういうのに気がついた時は、それはやめた方がいい。他にいくつでも解決方法を考えることはできるので、そこは慎重にならないとね。

## 第13条 京大生にメッセージ

自分の人生ですから、人に迷惑をかけるのであれば、自分がやりたいことをやりなさいということです。京大ってそんなところなんだから。

もう一つは周りにいるんな友人やクラスメイトがいると思うんで、傷つけんようにしときや、人のことわかりや、ってことです。自分と人は違うから、共感してくれることはあるけど自分と同じように考えてくれるってのはないですから。一人一人がやっている事については尊重してあげなきゃいかんよというところがあるでしょうね。難しいけどね。

好きにやりなさい、その代わり迷惑かけたら責任とりなさいよってことです。



— お忙しい中、ありがとうございました。

はみだし  
すてーじ

友人が清水寺で3年連続「凶」を引くほどの運を持つてる  
⇒それは「凶」運を持つてますね。

(農・院 てんば)  
(ある意味すごいことです。；編)